

川崎市市民緑地設置事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良好な自然環境を有する緑地を保全するとともに、市民の憩いの場を提供することを目的として、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第55条の規定による市民緑地（以下市民緑地という。）の設置及び契約の締結に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民緑地の設置要件)

第2条 市民緑地の設置は、市民緑地を設置しようとする土地等（法第55条第1項に規定する土地等をいう。）が、概ね300㎡以上の一団の土地等の区域であつて、かつ地上権、賃貸権その他の使用収益権（ただし、電線の設置に伴う地上権の設定等市民緑地の利用に支障のない権利の設定を除く。）が設定されていない場合に行うことができる。

(市民緑地設置申出書)

第3条 法第55条第1項の規定による申出をしようとする者は、市民緑地設置申出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(市民緑地の公告)

第4条 市長は、第3条第1項の規定により市民緑地を設置し、又は第10条の規定により市民緑地を廃止した時は、次の各号に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 市民緑地の名称
- (2) 市民緑地の区域
- (3) 市民緑地の管理期間又は廃止年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

(市民緑地契約)

第5条 法第55条第1項の規定による市民緑地契約（以下「契約」という。）は、市民緑地土地使用貸借契約書（第2号様式）を標準として締結するものとする。

2 契約の期間はおおむね5年以上とする。

(標識の設置)

第6条 法第55条第7項の規定による明示は、公衆の見えやすい場所に次に掲げる事項を記載した標識を設置することによって行うものとする。

- (1) 市民緑地の名称
- (2) 市民緑地の区域
- (3) 土地等の所有者との市民緑地契約の締結により設置されたものである旨
- (4) 市民緑地の管理期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

(施設の設置)

第7条 市長は、市民緑地において、市民の利用に供するために、植生及び景観を損なわない範囲で、必要な施設を整備することができる。

(権利の移転等)

第8条 市民緑地の土地所有者は、当該土地の所有権を移転し、又は当該土地に用益件を設定しようとするときは、あらかじめ市長に申し出るものとする。

(市民緑地契約の解除)

第9条 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、市民緑地の指定を解除することができる。

2 市長は、土地所有者から正当な事由による土地の返還の申出があり、かつ、それを適当と認めるときは、市民緑地契約を解除し、当該土地の部分に係る市民緑地を廃止するものとする。

3 土地所有者が前項の規定により土地の返還を申し出て市民緑地を廃止しようとするときは、市民緑地指定解除申出書（第3号様式）により申し出るものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定に基づき指定を解除したときは、市民緑地指定解除通知書（第4号様式）により土地所有者に通知するものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

第1号様式

市民緑地設置申出書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請人 住所
氏名 印
電話

私の所有する次の土地等について、都市緑地法第55条第1項の規定により、市民緑地の設置を申し出ます。

所在・地番	
地目・地積	
現況	
希望管理期間	年 月 日から 年 月 日まで

第2号様式

市民緑地土地使用貸借契約書

川崎市を甲とし、
を乙として、次の条項により土地使用
貸借契約を締結する。

(信義則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約物件)

第2条 乙は、その所有する別紙記載の土地（以下「物件」という。）を甲に市民緑地用地として無償貸与し、甲はこれを借用する。

(期間)

第3条 物件の使用貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(施設の設置及び管理)

第4条 甲は、市民緑地として使用する目的のため、工作物の設置、植栽等の必要な工事を施行することができる。

2 甲は、前項に規定する目的のため、樹木の剪定、樹林地の間伐、草刈り等の必要な行為を行うことができる。

(所有者の行為の制限)

第5条 乙は、甲の承諾がなければ契約地内において次の行為をしてはならない。ただし、防災上及び通常管理に必要な行為についてはこの限りでない。

- (1) 建築物及びその他工作物の建造
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、その他土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) その他緑地の保全に影響を及ぼす行為

(事前協議)

第6条 乙は、物件の所有権を移転し、又は物件に用益権を設定しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(契約に違反した場合の措置)

第7条 甲、乙いずれか一方がこの契約に定める事項に違反したときは、甲又は乙は、相当な期間を定め、契約を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間の経過にかかわらず、なお、違反の状態が継続しているときは、甲又は乙は、契約に違反したものに対する申し入れにより契約を解除することができる。

(疑義の決定)

第8条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川 崎 市

川崎市長

印

乙

印

第3号様式

市民緑地指定解除申出書

平成 年 月 日

(あて先)川崎市 長

申請人 住 所
氏 名 印
電 話

市民緑地設置事業要綱第9条第3項の規定により、指定の解除を受けたいので申請いたします。

1 所 在 地

2 名 称

3 解除の理由

第4号様式

市 民 緑 地 指 定 解 除 通 知 書

文 書 番 号
年 月 日

様

川崎市長

市民緑地設置事業要綱第9条第4項の規定により、次のとおりふれ
あいの森の指定を解除したので通知します。

1 所 在 地

2 名 称

3 解除年月日

4 解除理由